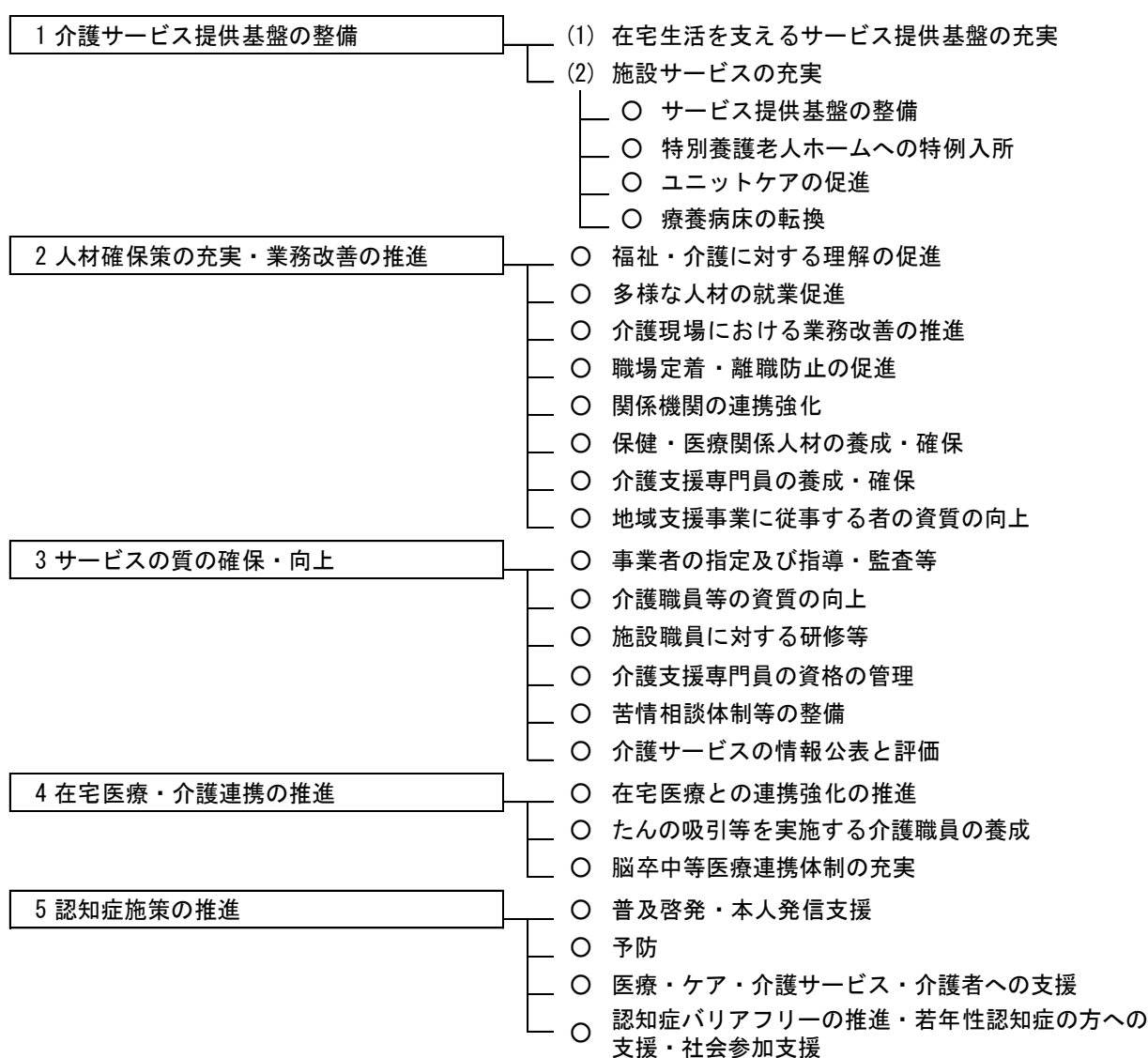


第6 計画推進のための具体的取組

計画推進の基本的な方針を踏まえ、「介護サービス提供基盤の整備」、「人材確保策の充実・業務改善の推進」、「サービスの質の確保・向上」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保」、「介護予防・生活支援サービスの充実」、「健康づくりと介護予防の推進」、「アクティブシニアの活躍支援」、「高齢者の権利擁護」、「災害・感染症に係る体制整備」、「地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築」、「制度の公正な運営」、「低所得者対策の充実」、「給付と費用の適正化の推進」、「適切な事業者指導と経営支援」及び「計画の推進管理」に関する推進方策（取り組むべき方向性）を示します。



6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な住まいの確保 ○ 情報提供・相談体制の充実 ○ 住宅改修に対する支援
7 介護予防・生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者に対する介護サービスの介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施 ○ 多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化 ○ 地域包括支援センターの機能強化 ○ 高齢者などが安心して暮らせるコミュニティづくりの推進
8 健康づくりと介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○ 介護予防の観点からの各種活動の推進 ○ 地域リハビリテーション支援体制の整備
9 アクティブシニアの活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就業機会の拡大 ○ 生涯学習の充実 ○ 文化・スポーツ活動の促進 ○ 社会活動等の促進 ○ 高齢者に配慮した環境の整備 ○ 住民主体型の地域づくりの推進
10 高齢者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の権利擁護
11 災害・感染症に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対する体制整備 (2) 感染症に対する体制整備
12 地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域共生社会の推進 ○ 家族介護の支援 ○ 相談体制の充実
13 制度の公正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の公正な運営
14 低所得者対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者対策の充実
15 給付と費用の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給付と費用の適正化の推進
16 適切な事業者指導と経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な事業者指導と経営支援
17 計画の推進管理	

1 介護サービス提供基盤の整備

(1) 在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実

【推進の視点】

地域包括ケアシステムを推進するためには、在宅生活を支える多様な介護サービスが「日常生活圏域」を単位として提供される体制づくりを進める必要があります。

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供で支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」等のサービスが提供されるよう積極的に取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備に対し助成するとともに、開設・運営の手引きを活用し、普及促進を図ります。
- ・グループホームやデイサービスセンター等、在宅サービスを支える施設の整備に対して助成します。
- ・地域密着型特別養護老人ホームの整備に併せて、小規模多機能型居宅介護サービス等の地域密着型サービス拠点の整備促進を市町村に働きかけます。

(2) 施設サービスの充実

【推進の視点】

在宅生活を続けることが困難な場合などには、施設サービスを住み慣れた地域で受けることができるよう、将来の介護ニーズも踏まえた施設の適正配置に留意して、地域の高齢者を支援するための施設整備を促進する必要があります。

特に、特別養護老人ホームの入所申込者数が、平成31年度で1万1,663人となっていることなどをまえ、在宅サービスの充実とともに、在宅での生活が困難な重度の要介護者を支える施設として、必要な特別養護老人ホームの整備を進める必要があります。

また、今後、地域間で、高齢者人口や介護需要の推移が異なることが想定されるため、施設の改築に加え、大規模修繕による施設の長寿命化を推進するなど、中・長期的な視点に立った施設整備の在り方を検討していくとともに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、地域密着型サービスの体制整備に向けて支援していく必要があります。

さらに、施設においては、個別性に配慮したケアを推進するため、利用者一人ひとりがそのらしく毎日を過ごせるような環境づくりを進める必要があります。

令和5年度末の介護療養病床の廃止に向けて、介護医療院や老人保健施設等への転換を計画的に進めていく必要があります。

【推進方策】

○サービス提供基盤の整備

- ・要介護度が重度であり、在宅生活を続けることが困難な高齢者に対しては、施設サービスを住み慣れた地域で受けることができるよう、地域の高齢者を支援するための施設整備に対して助成します。
- ・特別養護老人ホームについて、必要入所定員総数を踏まえ施設整備を計画的に進めるとともに、耐震基準改正前の昭和56年以前に整備された特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の改築や大規模修繕による耐震化整備を行います。
- ・施設の改築に当たっては、今後の地域の介護需要等を見極めながら、既存の特別養護老人ホームのサテライト化や地域密着型施設の整備も視野に入れ検討します。
- ・既存施設の有効活用を図るため、中・長期的な介護需要等を踏まえた特別養護老人ホーム等の施設の長寿命化を促進します。
- ・有料老人ホーム等の施設における安全を確保するため、スプリンクラー未設置の施設に対して消防法令に基づき設置を働きかけます。

○特別養護老人ホームへの特例入所

- ・要介護度が軽度であっても、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、道と関係団体が協議して作成した具体的指針に基づき、市町村の適切な関与のもと、特別養護老人ホームへの入所を特例的に認めていきます。

○ユニットケアの促進

- ・高齢者の多様なニーズなどに配慮し、従来型の多床室での施設整備についても一定程度可能としますが、施設に入所しても、家庭的な雰囲気の下で、個別性に配慮したケアが行われるよう、個室・ユニット型の整備を促進します。
- ・ユニットケアを支える介護スタッフ等の資質向上を図るため、施設管理者研修及びユニットリーダー研修の実施や、質の高いユニットケアの導入を促進します。

○療養病床の転換

- ・療養病床の再編や介護療養型医療施設の廃止を踏まえ、療養病床から介護医療院や老人保健施設等への転換に向け支援するなど、地域の実情に応じた受け皿づくりを促進します。
- ・介護医療院へ転換等を希望する医療機関に対して、道が策定した「介護医療院開設許可手引書」などを活用し、円滑な転換を支援します。

2 人材確保策の充実・業務改善の推進

【推進の視点】

介護職員については、少子高齢化の進展を踏まえ、中長期的な視野に立った「福祉・介護に対する理解促進」に継続的に取り組むとともに、高齢者や主婦など「多様な人材の就業促進」を図る必要があります。

介護職員を安定的に確保していくためには、「職場定着・離職防止の促進」を図ることが重要であり、これらの取組を「関係機関の連携強化」により、総合的に推進していく必要があります。

また、生産年齢人口が減少し働き手の確保が一層難しくなる一方で、高齢化に伴い介護サービスの需要が高まるなど、大きく社会構造が変革しているとともに、新型コロナウイルスの発生等により職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増大しています。

こうした状況下にあっても、介護現場において、ケアの質を確保しながら必要な介護の提供を行い、道内の介護サービスの提供体制を確保していくことが課題となっています。

この喫緊の課題に対応していくために、介護現場において職場環境の改善、業務の流れの再構築、ICT・介護ロボット等の活用など業務改善の取組を一層進めることが重要であり、介護事業所や関係団体が課題を共有し、一体となって対応を進める必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムを構築するためには、保健・医療・福祉・介護等関係分野における多職種の人材確保とともに、その資質の向上が課題となっており、関係機関が連携をより強化し、各種の取組を総合的に推進する必要があります。

【推進方策】

○福祉・介護に対する理解の促進

- ・小中高生等を対象とした福祉・介護に関する体験学習や介護事業所等での体験活動等の実施など介護に関する普及啓発活動を行い、次世代の担い手となる若手層はもとより、高齢者や主婦など広く道民の福祉や介護の仕事に対する理解の促進を図ります。

○多様な人材の就業促進

- ・福祉人材センター・バンクの運営や介護未経験者などに対する研修を行うとともに、潜在的な有資格者等の介護事業所への紹介予定派遣など、介護未経験者から潜在的有資格者まで幅広い人材の参入促進を図ります。
- ・介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行うほか、介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に、学費・生活資金等を貸付ける介護事業所の取組を支援します。
- ・事業者が自主的に行う職場の魅力を高める取組や、求職者に対する職場の魅力を発信する取組

を支援します。

○介護現場における業務改善の推進

- ・人手不足であっても、介護サービスを維持・向上を実現するマネジメントモデルとして、国が平成 30 年度に作成した「生産性向上に資するガイドライン」による業務改善の取組を全道の介護事業所に普及します。
- ・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットや I C T の導入促進を図ります。
- ・業務改善の普及推進のため、道が令和 2 年度に実施した生産性向上推進モデル事業における業務改善成果など、好事例の周知に努めます。

○職場定着・離職防止の促進

- ・介護職員の定着に向けた様々な研修等を実施するとともに、人間関係や業務内容等に関する悩み・不満などに対応するための相談窓口の周知や充実に努めます。
- ・外国人介護人材の受入に係る諸制度に関するセミナー等を実施し、外国人介護人材の受入を検討する事業所を支援します。
- ・介護職員の処遇が一層向上するよう、新たに加算の取得に係る取組を支援し、各事業所における処遇改善加算の取得を促進します。
- ・子育て中の介護従事者のための事業所内保育所の運営を支援します。
- ・北海道労働局と合同で説明会を開催し、介護休業に係る制度を含め、労働環境に関する各種制度の周知に努めます。
- ・介護休業の取得など労働問題全般に係る相談に対し、労働関係法令に精通した社会保険労務士による労働相談ホットラインや道内各振興局に窓口を開設するなどして、対応します。

○関係機関の連携強化

- ・雇用、福祉・介護、教育分野の行政機関、介護事業者団体及び職能団体等で構成する「北海道介護人材確保対策推進協議会」において、介護職場の現状や課題等について共通理解を図り、道内の介護職員の確保及び定着に向けた対策について協議することを通じ、各種の施策や取組が効果的に推進されるよう関係機関、団体の連携、協働を進めます。

○保健・医療関係人材の養成・確保

- ・理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション関係職員の資質向上を目的に、職能団体と連携を図りながら研修等を実施します。
- ・市町村における高齢者に対する保健活動の充実のため、保健師、管理栄養士・栄養士、歯科衛

生士、理学療法士、作業療法士等に対する研修を行うなど、資質の向上を図ります。

- ・看護職員については、地域に必要な人材の確保が図られるよう、養成所の運営や施設整備に対する助成、修学資金の貸付け等を行うとともに、看護職員の離職届出制度を活用したナースセンターによる再就業促進の充実、医療機関の勤務環境改善や院内保育所運営費の補助などによる離職防止対策を促進します。また、高齢化や在宅医療に対応できる看護実践能力や地域包括ケアシステムの推進に向けた連携力を強化するため、研修等による人材育成を図るとともに、看護師が不足する地域の病院へ地域応援ナースを派遣するなど、地域偏在の解消に向けた取組に努めます。

○**介護支援専門員の養成・確保**

- ・介護支援専門員が就業後も、継続的に一貫した体制により専門性を深めることができるよう、更新研修、専門研修、主任介護支援専門員研修等について、受講者の利便性や負担の軽減にも配慮して実施し、その資質向上を図ります。また、初任介護支援専門員OJT事業や主任介護支援専門員資質向上研修事業を実施し、経験の浅い介護支援専門員と主任介護支援専門員の相互の専門性向上を図ります。

○**地域支援事業に従事する者の資質の向上**

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターに対する研修を行うなど、資質の向上を図ります。

3 サービスの質の確保・向上

【推進の視点】

利用者に適切かつ良質なサービスが提供されるよう、介護事業者の指定等に際して適正な指導を実施するほか、ケアマネジメントの質の確保を図る必要があります。

また、介護職員は、自分の将来を見通せないことを理由に離職する者も多い傾向があることから、将来を見通しながらキャリアを積み重ね、職場定着にもつなげるほか、外国人介護職員などが円滑な就労及び職場定着が可能となるよう、研修機会の充実を図るなど、「介護職員等の資質の向上」にも取り組む必要があります。

さらに、介護事業所が提供するサービス内容の公表を推進するとともに、苦情相談等に適切に対応していく必要があります。

【推進方策】

○事業者の指定及び指導・監査等の実施

- ・サービス事業者の指定や指定の更新に際して、人員基準、火災対策などの防災面を含めた設備基準、欠格事由等について厳正に審査を行います。
- ・サービス事業者に対して、適正な事業運営が行われるよう指導監査を実施するとともに、指導担当職員の研修に努めます。
- ・サービス事業者に対して、介護報酬の改正内容等の情報提供を行います。
- ・市町村等が行う指導事務等について、市町村等から相談や要請等があり、必要と認められる場合には、実地指導又は監査に同行し、指導監督業務が円滑に行われるよう必要な支援を行います。
- ・介護保険施設等に対して、虐待防止に関する指導を徹底するとともに、当該施設等における高齢者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、介護保険法に基づく監査等を実施し、速やかに対応します。

○介護職員等の資質の向上

- ・福祉・介護職員の資質・能力の向上を図るための研修を行います。
- ・福祉・介護職員の養成が適切に行われるよう、介護福祉士養成施設等及び介護職員初任者研修指定事業者に対する指導に努めます。
- ・福祉・介護職員のキャリア形成の促進や資質の向上などに取り組む事業者に対する支援を行います。
- ・経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入施設が行う学習支援などの取

組を支援するとともに、外国人技能実習制度などで受け入れている外国人介護職員の円滑な就労及び職場定着のための研修を行います。

○施設職員に対する認知症研修等の実施

- ・認知症対応型共同生活介護事業所等におけるケースカンファレンス（症例検討）に歯科医師や歯科衛生士を派遣し、認知症高齢者等に対する口腔ケア提供体制の整備を図ります。
- ・認知症ケアの質の向上を図るため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修、認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業の開設者・管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する研修を実施します。

○介護支援専門員の資格の管理

- ・介護支援専門員名簿管理システムにより、介護支援専門員の資格管理を適切に行うとともに、不正を行った介護支援専門員に対しては、登録の削除など厳正に対処します。

○苦情相談体制等の整備

- ・介護サービス利用者等からの苦情に適切かつ迅速に対応するため、北海道国民健康保険団体連合会に苦情処理委員を配置するとともに、地域における苦情処理体制等を整備するため、市町村の苦情相談担当者等に対する研修会の開催や介護サービス利用者からの相談に応じる介護相談員の養成などを支援します。
- ・北海道社会福祉協議会に北海道福祉サービス運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するとともに、事業者における苦情解決が適切に行われるよう事業者の求めに応じて巡回指導を行うなど、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援することで利用者の権利を擁護します。

○介護サービス情報の公表と評価

- ・介護サービスの利用者が、各事業所の介護サービスの内容を比較検討し、自らのニーズにあった事業所等を選択することができるよう、事業所等の設備、職員配置、利用料などに関する情報を公表します。
- ・認知症対応型共同生活介護の外部評価について、制度の周知を図ります。

4 在宅医療・介護連携の推進

【推進の視点】

医療を必要とする要介護者が増加する中で、高齢者が地域で自立した生活をしていくためには、入院、退院、在宅生活を通じて継続的・一体的に医療・介護サービスを受けられるよう、在宅医療の充実を図るとともに、介護との連携を強化する必要があります。

このため、第二次医療圏における市町村及び関係機関との調整等の連携協議の場の確保や医療知識を持った介護人材の育成など、市町村が円滑に事業を推進できるよう、支援する必要があります。

また、医療の必要性の高い要介護者の在宅生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等を普及させるほか、ICTの活用を促進する必要があります。

【推進方策】

○在宅医療との連携強化の推進

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備に対して助成するとともに、開設・運営の手引きを活用し、普及促進を図ります。
- ・研修等を通じ、介護職員が医療知識を身につけ、医療従事者との積極的な連携を図ることで在宅介護サービスの質の向上を図ります。
- ・訪問診療や看取り等の在宅医療の提供体制を充実するため、保健所のコーディネートのもと、多職種の連携体制の構築や在宅医療を担う人材育成を進めます。
- ・在宅医療提供体制の推進のため、北海道在宅医療推進支援センターにおいてコーディネーター（医療ソーシャルワーカー）による地域ごとの課題分析、在宅医療の専門的知見を有する医療アドバイザー（医師）の助言、在宅医療に係る各種研修会を行い、各地域への支援を行います。
- ・広域分散型の本道において、医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した医療連携ネットワークや見守り支援、遠隔医療等の取組を促進します。
- ・要介護者が医療機関等から在宅生活に円滑に移行できるよう、医療的ケアが必要な要介護者に対するケアマネジメントの充実や在宅療養支援診療所等の医療機関などの連携を強化し、市町村が主体となって行う在宅医療・介護連携推進事業を支援します。
- ・在宅歯科医療に関する相談対応や歯科医院との調整、他職種との連携体制の構築を図ります。
- ・人口規模が小さい市町村などにおいても、在宅医療・介護サービスの資源把握や在宅医療・介護連携に関する相談支援などに取り組むことができるよう、在宅医療・介護連携コーディネー

ターの育成や隣接市町村との共同実施や第二次医療圏におけるネットワーク化などの広域的な調整を実施します。

○**たんの吸引等を実施する介護職員の養成**

- ・たんの吸引や経管栄養を実施する介護職員を養成するため、研修を実施します。

○**脳卒中等医療連携体制の充実**

- ・脳卒中等における急性期から回復期、維持期までの切れ目のない医療が提供できるよう、医療連携の充実強化を図ります。

5 認知症施策の推進

【推進の視点】

本道の認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には34万1千人になると推計されているところであり、増加する認知症高齢者に対する取組の充実は、喫緊の課題となっています。

認知症の方ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すためには、認知症の早期発見と適格な診断、早期対応などの認知症医療対策をはじめ、住民すべてに認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症ケアの質の向上を図り、地域において、認知症高齢者や若年性認知症者本人・家族への包括的、継続的支援を実施する体制を構築する必要があり、これら施策は本人や家族の視点を重視しながら推進する必要があります。

また、市町村の認知症地域支援・ケア向上事業が円滑に行われるよう、必要な支援を行う必要があります。

【推進方策】

○普及啓発・本人発信支援

- ・地域で認知症の方とその家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーター（認知症を理解し支援する住民等）及びキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を養成するとともに、その活動を促進します。
- ・認知症高齢者や若年性認知症者に関する正しい知識を普及するための研修会や、家族支援のための電話相談、介護経験者との交流会を開催します。
- ・世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）など機会を捉えた認知症に関する普及啓発の取組を推進します。
- ・認知症の人が自ら発言する機会の拡大を図るなど、本人発信支援の取組を推進します。
- ・認知症に関する相談先が広く周知されるよう、認知症ケアパスの積極的な活用や市町村ホームページ等への掲載を推進します。
- ・市町村において、当事者同士が交流する本人ミーティングやピアサポート活動を普及させていくための取組を促進します。

○予防

- ・市町村における通いの場の拡充など、認知症予防（「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」）に資する可能性のある活動を促進します。

○医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・認知症の鑑別診断とその初期対応、行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応や専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」の設置を促進するとともに、地域との連携を強化します。
- ・認知症を早期に診断し、速やかに適切な対応ができるよう、かかりつけ医や看護師等病院勤務の医療従事者の知識や技術の向上を図るための研修を実施します。
- ・かかりつけ医等からの相談に対する助言や、認知症初期集中支援チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、フォローアップ研修や事例検討会を通じて、スキルアップを図ります。
- ・地域包括支援センターが中心的役割を担い、医学的診断に基づき、症状に応じた適切なサービスが利用できるよう、かかりつけ医、専門医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者の協働体制を構築するための取組を支援します。
- ・歯科医療従事者に対し、認知症等の要介護高齢者の在宅歯科医療に取り組む上で必要な認知症ケアの基礎知識や歯科治療スキルを習得するための研修を実施します。
- ・薬剤師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性などを習得するための研修を実施します。
- ・認知症ケアの質の向上を図るため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、フォローアップ研修、認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業の開設者・管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する研修を実施します。
- ・認知症高齢者等やその家族が、地域住民等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うとともに、家族介護者の負担軽減を図る認知症カフェ等が市町村において広く普及するよう支援します。
- ・認知症初期集中支援チーム員の研修や認知症地域支援推進員のネットワーク会議の開催など市町村の取組に対して支援するほか、先進的な取組に関する情報提供等を行います。

○認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援

- ・地域生活上の移動や消費など様々な生活環境において、認知症高齢者にやさしい地域づくりに資する取組を収集し、好事例の紹介を行います。
- ・行方不明の認知症高齢者を保護するための地域のSOSネットワークの拡充やGPS等を活用した新たな取組を促進するとともに、検索や保護だけでなく見守りや支え合い機能のあるネットワークとして活用を図ります。
- ・また、認知症高齢者等の身元不明者が保護された場合、早期に身元が確認できるよう、警察や市町村等と連携を図りながら、道のホームページ上でその情報を公開します。

- ・ 地域における支え合いを推進するため本人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に向けて、コーディネーター養成研修などを実施します。
- ・ 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修、後見実施機関の設立、運営についての助言等を行うとともに、制度の周知や利用の促進に努めます。
- ・ 若年性認知症の方の日常生活を支援するため、介護事業者等を対象とする研修の実施や、若年性認知症支援コーディネーターの養成を行うほか、フォーラムの開催や道のホームページ等を活用して、道民全体の若年性認知症に対する理解促進を図ります。
- ・ 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として、役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりのため、社会参加や社会貢献を後押しする活動を推進します。

6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保

【推進の視点】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的サービス等と連携して、質の確保された高齢者のニーズに応じた住まいを提供することが求められています。

また、住宅のバリアフリー改修に関する相談対応や住まいの確保に配慮を要する高齢者への情報提供が必要です。

【推進方策】

○多様な住まいの確保

- ・安否確認や生活相談など、高齢者の日常的な生活支援サービスが付帯した「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や、登録及び供給の促進を図ります。
- ・高齢者が要介護者となっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、サービス付き高齢者向け住宅に 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護サービスを組み合わせた取組の普及を図ります。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録の際に「高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策を講じること」を確認するなど、適正な運営や、サービスの質の確保が図られるよう取組を進めます。
- ・ケアハウスや生活支援ハウス、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の確保を図ります。
- ・シルバーハウジングについては、市町村の緊急通報システム、ボランティアによる安否確認や、既存の福祉サービス等と連携し、必要なサービスを提供する取組を行います。
- ・介護付き住まいなどの多様な居住サービスの確保を図るため、入居者が安心して居住できる有料老人ホームの設置を促進するほか、要介護状態等となった場合でも住み慣れた場所で生活ができるよう、養護老人ホーム等の特定施設化を促進します。
- ・未届け有料老人ホームに対して、届出の指導を行うとともに、届出済み施設と同様に実施検査等を行い、適切な施設運営やサービスの質の確保が図られるよう必要な指導を行います。

○情報提供、相談体制の充実

- ・サービス付き高齢者向け住宅や、住み慣れた住宅に住み続けるためのバリアフリーリフォームなど、高齢者の住まいに係る様々な情報提供を行います。
- ・住まいに関する不安を抱えた高齢者が身近に相談できるような相談体制の整備に努めるとともに、地域包括支援センターと連携するなど総合的な相談窓口の充実を図ります。

- ・住宅セーフティネット法に基づき、高齢者などの入居を拒まない「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）」の登録及び供給を促進するとともに、登録住宅に関する情報提供を行います。
- ・あわせて、住宅セーフティネット法に基づき、入居相談や入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」を指定するとともに、関係機関に情報提供を行います。

○住宅改修に対する支援

- ・振興局ごとに住宅改善指導チームを設置し、高齢者等のための住宅改修の相談に対する支援体制の整っていない市町村からの派遣要請に基づき、住宅改善指導チームを派遣し、専門知識や技術の提供を行います。
- ・介護保険の住宅改修費を利用しようとする高齢者が、適切な助言を受けられるよう支援するとともに、所得の低い高齢者に対し、生活福祉資金の貸付けを通じて、住宅改修支援を図ります。

7 介護予防・生活支援サービスの充実

【推進の視点】

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなどの取組を一層推進する必要があります。

そのため、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進が制度化されたところです。

また、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスや見守り、安否確認、配食サービス等の生活支援サービスを行う市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たり、介護サービス事業所のほか、行政、保健福祉関係団体、NPO、ボランティア等の多様な主体により、地域のニーズに応じて柔軟にサービス提供できる地域づくりを進めていく必要があります。

このため、地域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域の高齢者の健康状態や地域の社会資源等について把握し、課題やニーズなどをアセスメントすることが重要です。

また、地域づくりにおける視点としては、高齢者を介護予防の対象者としてのみとらえるのではなく、むしろ地域づくりの担い手として活躍できるようにしていくことであり、老人クラブや町内会などの地域の既存組織・団体等への働きかけや自主活動の育成支援など、地域の特性を生かした多様な取組が求められます。

【推進方策】

○要支援者に対する介護サービスの介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施

- ・市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、今後も様々なサービスが提供できるよう、近隣住民や自治会等の組織を活用した先進事例を紹介することなどにより市町村を支援します。

○多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化

- ・「生活支援コーディネーター」及び「就労的活動支援コーディネーター」の配置や「協議体」の運営に対する助成を行うとともに、「生活支援コーディネーター」の育成やネットワーク化の推進など、介護予防・生活支援サービスの充実強化が図られるよう支援します。
- ・「アクティブシニア」をはじめとする地域住民を対象に研修を実施するなど、多様な生活支援・介護予防サービスの担い手を確保できるよう支援します。

○地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括支援センターが担う福祉、介護、医療などの高齢者支援のコーディネーターの役割がますます重要となることから、センター職員等を対象とした研修会や、事例検討を含む意見交

換会を開催することなどにより、センターが行う介護予防ケアマネジメント業務、高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待対応などの権利擁護業務、関係機関との連携構築や地域ケア会議の運営などの機能強化を図ります。

- ・要支援者等の心身の状況等に応じて、適切な事業を包括的かつ効率的に実施できるよう介護予防ケアマネジメントや介護予防関連事業の従事者を対象とした研修を実施します。
- ・地域包括支援センターのコーディネート機能を強化するため、地域ケア会議の運営、ネットワーク構築等への助言指導を行う者や、権利擁護などの困難事例への相談支援を行う専門家（弁護士等）など、市町村単独では確保が困難な人材を派遣します。
- ・地域包括支援センターの適切な運営を図るため、業務量に見合った人員配置、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化や連携強化等を市町村に働きかけます。

○高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進

- ・見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動を促進するため、ボランティアやNPO、老人クラブ、町内会などの地域活動の推進を図るとともに、地域のボランティアリーダーの養成やコミュニティづくりを担う人材の育成への支援などを通じて、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。

8 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

【推進の視点】

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の予防や高齢化に伴い増加する疾患（ロコモティブシンドローム等）への対策、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命の延伸を目指すとともに、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小の実現を目指し、道民の健康増進を総合的に推進していく必要があります。

【推進方策】

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けて、適切な食事・運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。
- ・生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康など、生活習慣の改善を促進します。
- ・健康を支え守る社会環境の整備には、行政機関のみならず、道民の健康を支援する団体の活動が重要であり、道民の健康づくりを支援する「北海道健康づくり協働宣言」団体等の登録を促進し、健康づくりの環境整備を図ります。

(2) 介護予防の推進

【推進の視点】

自立支援と重度化防止のためには、要介護状態となる可能性の高い高齢者を早期に発見し、心身機能の維持・改善と生活の質の向上を目指した個別支援を行うとともに、必要なサービスが提供できる体制を整備することが重要です。

このため、要介護状態に至る前の段階から個別事例の課題の検討や、地域に必要な施策を明らかにする「地域ケア会議」の活性化を図る必要があります。

「地域ケア会議」の効果的な展開により、高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを行うとともに、地域においてリハビリテーション専門職を活用した自立支援に資する取組を推進します、

また、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、市町村が行う介護予防などの地域支援事業を効果的かつ効率的で高齢者の状況に応じたきめ細かなものとするため、高齢者の保健

事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

【推進方策】

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・国が策定した「高齢者の特性を踏まえたガイドライン」を踏まえ、「事例の横展開」、「道内の健康課題の俯瞰的把握」、「事業評価」等の広域性を活かした支援を行うため、振興局単位での意見交換会を開催し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた市町村の取組状況の確認や取組推進のための啓発及び他市町村等との連携体制の構築支援などを行います。
- ・制度横断的な全世代型の予防・健康づくりを推進するため、国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険及び介護保険の加入者に係る健康・医療データを、さまざまな分析が可能な状態で市町村に提供するとともに、データ活用の支援を行います。

○介護予防の観点からの各種活動の推進

- ・市町村が実施する介護予防事業に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」により、技術的な助言、支援を行うとともに、保健師、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等の専門職の派遣等を行うなどして、効果的な介護予防事業が推進されるよう支援します。
- ・介護予防事業に関わる関係者等に対し、介護予防事業や地域ケア会議の実践に関する知識と技術向上を目的とした研修を実施します。
- ・市町村における介護予防事業の実施状況について調査、検証するとともに、効果的な先進事例について情報提供を行うなど、市町村の介護予防事業を支援します。
- ・市町村において、介護予防と生活支援サービスを総合的に提供する介護予防・日常生活支援総合事業が着実に推進されるよう、先進事例の情報提供などを行います。
- ・市町村や地域包括支援センターにおいて、多職種の助言を得ながら自立支援・介護予防の観点で実施する地域ケア会議を効果的かつ継続的に運営できるよう、市町村支援の技術を持ったアドバイザーを養成し現地支援を実施するとともに、会議運営に必要な技術を習得するための研修を実施します。
- ・地域ケア会議に参加する保健・医療・福祉・介護の専門職等に対し、自立に資する地域ケア会議の意義や効果、専門職の役割等について理解を深めるための研修を実施します。
- ・市町村が行う介護予防事業や、住民主体の自主グループの形成と育成を支援するリハビリテーション専門職による現地支援を実施します。

○地域リハビリテーション支援体制の整備

- ・地域の関係機関等と連携し、機能訓練等を必要とする高齢者等に対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援します。

- ・市町村が、我が町における高齢者のリハビリテーション推進体制の構築に向けた取組みを推進・強化するため、市町村・地域包括支援センターとリハビリテーション専門職の連携強化を図るための研修を実施します。

9 アクティブシニアの活躍支援

【推進の視点】

高齢者の方々が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすためには、意欲と能力等を十分に発揮し、知識や技能を最大限活用しながら、年齢に関わりなく働き続けられることが重要です。

このため、高齢者の方々の再就職に向けた職業能力の開発をはじめ、65歳を超えても働くことができる職場の拡大などを促進するとともに、関係機関と連携しながら高齢者雇用に係る機運を醸成していきます。

また、高齢者がある能力を十分に発揮できるよう、意欲喚起やシルバー人材センターによる就業支援などを通じた就業機会を提供します。

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者の自主的で活発な地域貢献活動や様々な社会活動を通じて、地域社会の中で自らの経験や知識、技術等を活かして、積極的に役割を果たし、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めて行くことが重要です。

このため、生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、ボランティアや趣味等を通じた社会参加の促進など、高齢者の多様性と自主性を十分に考慮しながら、必要な支援を行っていく必要があります。

また、高齢者の孤立防止に向けた見守り活動に加え、高齢者が利用する各種施設のバリアフリー化の推進、運転免許証返納者の増加に伴う高齢者の移動支援の充実を図りながら、高齢者の外出を促す環境整備を進めていく必要があります。

【推進方策】

○就業機会の拡大

- ・北海道就業支援センターにおいて、働く意欲のある高齢者の方々を対象に、カウンセリングやセミナーを実施するほか、ハローワーク等と連携した職業訓練の実施、合同企業説明会の開催などを通じ、ものづくり産業や人手不足分野への就業を促すなど、高齢者の方々の円滑な求職活動をサポートします。
- ・生きがいを得るための就業機会を提供する「シルバー人材センター」への活動支援等を通じ、高齢者が経験や知識、技能などを生かすことができる、多様なニーズに対応した就業機会を提供します。
- ・高齢者の豊かな経験などを生かし、年齢に関わりなく働き続けられるよう市町村や地域の関係機関と連携しながら、高齢者の就労意欲を喚起するなどアクティブシニアの活躍を促進します。
- ・「アクティブシニア」をはじめとする地域住民を対象に研修を実施し、生活支援の担い手等の就

労機会の確保に向けた支援に努めます。

- ・「北海道労働政策協定」に基づき、国や関係機関と連携して、高齢者雇用に関する情報提供などの広報・啓発活動を行います。また、70歳までの就業機会の確保・推進等を通じ、65歳を超えても働くことができるよう、企業等へ働きかけるなど、高齢者の雇用に係る機運を醸成します。
- ・官民連携プラットフォームを設置の上、コーディネーターを配置し、明確な就労意思を持っていない高齢者の潜在的な人材の「掘り起こし」と企業の「新たな求人の創出」の連動した事業の実施により、新規就業を促進します。

○生涯学習の充実

- ・道民の専門的・多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、高齢者を含めた幅広い年齢層に、様々な学習機会を体系的に提供します。

○文化・スポーツ活動の促進

- ・高齢者の文化・スポーツ活動を通じた生きがい・健康づくりを促進するため、多様なニーズに対応した文化・スポーツ活動への取組を支援します。

○社会活動等の促進

- ・アクティブシニアの活躍を支援するため、共助・互助による地域づくりの意義等の共有や介護分野での就労や生活支援の担い手など、多様な社会活動を紹介するセミナーを開催するとともに、コーディネーターの配置により、個々のニーズに合った地域活動への橋渡しを行います。
- ・北海道社会福祉協議会が行う高齢者の社会活動の振興のための指導者（シニアリーダー）育成事業を支援します。
- ・高齢者が地域の支え合いの担い手の一員として、より積極的に役割を果たしながら活躍するために、一人暮らし高齢者への声かけなどを行う友愛訪問や、子どもの見守りなどの子育て支援、地域文化の伝承活動といった世代間交流事業等の社会奉仕活動を行う老人クラブなどの活動を支援します。

○高齢者に配慮した環境の整備

- ・「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等が利用しやすい建物、道路、公園、公共交通機関などの整備を促進し、福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- ・通院や買い物支援など地域住民の日常生活を支えるため、国や市町村と連携しながら、バス路線の維持やデマンド交通の導入に対して補助するなど地域公共交通の確保に取り組みます。

○住民主体による地域づくりの推進

- ・高齢者が地域から孤立することがないように、民生委員や町内会等のネットワークによる見守り体制の構築を支援するとともに、住民主体の通いの場の立ち上げ等に対して助成するなど、地域で高齢者を支える取組を支援します。
- ・市町村に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」を派遣し、技術的な助言、支援を行うとともに、先進的な市町村の活動事例等を紹介します。

10 高齢者の権利擁護

【推進の視点】

高齢者虐待は依然として増加傾向にあることから、高齢者虐待防止法について理解を深めるとともに、複雑・多様化する高齢者やその家族への相談機能の強化、介護施設従事者に対する研修等を通じて、その発生防止に努めていく必要があります。

消費生活相談や成年後見人制度の活用により、高齢者の日常生活を支える体制を確保する必要があります。

【推進方策】

- ・ 高齢者虐待の発生防止に向けて、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターでは対応が困難な虐待等の事例に対して専門的な助言・支援を行うとともに、市町村等の虐待相談担当職員や介護保険施設等職員に対する資質向上を図るための研修会を開催します。
- ・ 市町村や関係機関のほか、民生委員や一般住民なども対象とした権利擁護のためのシンポジウムを開催します。
- ・ 認知症高齢者が地域において自立した生活を送れるよう、地域福祉生活支援センターが実施する日常生活自立支援事業を支援するとともに、権利擁護対策は住民に身近な市町村との一体的な取組が重要であることから、市民後見人の普及に併せて、市町村社会福祉協議会との連携強化を図ります。
- ・ 高齢者の消費生活相談に当たっては、市町村の地域包括支援センターや相談支援の窓口など関係機関と連携することにより、高齢者などに配慮した相談対応を行うとともに、高齢者の消費者被害の未然防止と早期発見のためには、周囲による見守りが必要であることを踏まえ、各地域における消費者被害防止ネットワークづくり、さらには、より実効性のある効率的な見守りのため個人情報の取扱いが可能となる消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置を進め、消費者教育、啓発活動に努めます。
- ・ 判断能力が十分でない人が、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関と連携して広域的な見地から必要な助言を行い、成年後見制度推進バックアップセンターの協力も得ながら市町村における成年後見制度の取組を一層促進するほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などの取組を支援します。

11 災害・感染症に係る体制整備

(1) 災害に対する体制整備

【推進の視点】

在宅の高齢者で、災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な方は、大きな被害を受ける可能性があることから、平時から、災害時における支援体制を準備しておくことが重要です。

また、近年の災害においては、高齢者等の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、災害時要配慮者の避難生活中の福祉ニーズへの対応が必要です。

介護保険施設等は、自力避難の困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた体制を整備する必要があります。

【推進方策】

- ・災害時における要介護高齢者等の避難支援の実効性の確保に向け、避難行動要支援者名簿が活用され、個別の避難計画の策定が進むよう、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」などにより、市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進します。
- ・災害時に、高齢者等の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等を防止するため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」を組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的に、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築します。
- ・要介護高齢者等が避難所において安心して生活できる体制を整備できるよう、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、その設置・運営に必要な資器材の確保や道による独自の支援制度である被災者相談や福祉的支援等を行うことを目的とした「北海道災害派遣ケアチーム（DCAT）」等による人材の確保への支援を行います。
- ・介護保険施設等に対する集団指導において、非常災害対策の取組の強化について指導するとともに、実地指導の実施等により、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況や、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。
- ・施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者などが入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を行います。

(2) 感染症に対する体制整備

【推進の視点】

治療法が確立されていない感染症や人へのまん延懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など、新興・再興感染症に対応した健康管理体制の強化が必要です。

特に、高齢者が感染すると重症化しやすい可能性があるため、道、市町村及び介護事業所等が連携し、感染症対策に向けた体制を整備する必要があります。

【推進方策】

- ・国、市町村、介護事業所等と連携し、感染症の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施等、を推進します。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、感染を広げないように不要な外出を控えるといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・新型コロナウイルス等の感染拡大を防止する観点から、社会福祉施設における感染防止に係る備品や医薬品、衛生用品等を確保・備蓄し、介護施設等への迅速な供給体制を整備します。
- ・介護保険施設等に対する集団指導において、国からの関係通知を周知し、感染予防とまん延防止の重要性を説明します。また、実地指導の実施等により、適切な措置を講じているか等を確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。
- ・介護事業所等において、新型コロナウイルスの集団感染の発生など、早急に感染拡大防止策を講じる必要がある場合に、感染症管理看護師（ICN）等の感染症対策に係る専門家を派遣し、感染管理指導や助言等の技術的支援を行います。
- ・介護施設等で集団感染が疑われる事例が発生した場合、利用者の健康管理や介護を維持するため、速やかに現地対策本部を設置するなどし、感染者の入院調整や施設内感染拡大防止を行います。
- ・介護事業所等の職員が新型コロナウイルス等の感染症に罹患し、介護職員等が不足した場合に、介護職員等を派遣する体制を整備し、介護サービスが維持できるよう支援します。
- ・在宅で生活する要介護者の家族が罹患し、濃厚接触者となった際に、短期入所サービスを円滑に受けられる体制を整備します。

12 地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築

【推進の視点】

少子高齢化等による急速な人口減少や価値観の多様化、地域における人々のつながりの希薄化などを背景として、高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待や孤立死への対応、生活困窮者への支援など、地域福祉をめぐる諸課題は複雑化・深刻化してきています。

このため、高齢者や障がいのある方、子ども等を含む全ての人々がお互いに支え合いながら、一人ひとりが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現をめざして、分野横断的に共通して取り組む施策等を推進する必要があります。

少子高齢化が進行する中、晩婚化、晩産化を背景に育児期にある方や世帯が、親の介護と子育てを同時に行う、いわゆる「ダブルケア」の問題が指摘されており、ダブルケアを行う方々への必要な支援を行っていくことが求められています。

また、今後の高齢社会では、支える力の強化が求められますが、単独高齢者の増加や地域コミュニティが脆弱化していることから、地域における多世代間の理解や助け合いを行える体制を構築していく必要があります。

【推進方策】

○地域共生社会の推進

- ・福祉的な支援を必要とする方々が安全で安心して暮らし、地域の中で孤立することがないように、市町村や社会福祉協議会等の関係機関や民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間事業者等による支援が重層的に提供される地域づくりを促進します。
- ・市町村やNPO、社会福祉法人等を対象に、「共生型地域福祉拠点」の考え方や先進的な取組事例の情報提供、意見交換等を通じた普及啓発を行い、「共生型地域福祉拠点」の整備促進に向けた気運の醸成を図ります。
- ・医療や介護、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの包括的な支援体制の確保が一層図られるよう、同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる「共生型サービス」の提供体制の整備を推進します。

○家族介護の支援

- ・子育てと介護を同時に行う方々が直面する課題の把握に努めながら「地域子育て支援拠点」と「地域包括支援センター」とが相互に連携が図られるよう、効果的な先進事例について情報提供を行うなど、市町村に働きかけるほか、広くダブルケア問題に対する理解が得られるよう、道民への周知を図ります。
- ・介護実習・普及センターにおいて、家族介護者や介護に関心のある地域住民への介護技術研修

会を開催します。

○相談体制の充実

- ・介護実習・普及センターにおいて、生活支援に関する情報提供を行うとともに、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて高齢者本人や家族の権利擁護や虐待防止など専門的な相談に対応します。
- ・介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、市町村で活躍している高齢者や民生委員等が介護サービス利用者等からの相談に応じる介護相談員派遣等事業の取組を支援します。
- ・北海道労働局と合同で説明会を開催し、介護休業に係る制度を含め、労働環境に関する各種制度の周知に努めます。
- ・幅広い住民の参画、交流を通じて地域の課題を見出し、共通認識をしてもらうとともに、支援を「受ける側」とされていた人達が「支え手」として、地域福祉の取組に主体的に参画できるよう、関係団体とも連携し、コミュニティソーシャルワーカーの育成に取り組みます。

13 制度の公正な運営

【推進の視点】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、道民の十分な理解を得るよう、制度の普及が必要であり、常に適切な情報を提供することが重要です。

また、介護サービスが、公正かつ公平に提供される必要があります。

【推進方策】

- ・介護保険制度について、一層の理解促進を図るため、市町村と連携しながら、各種広報媒体やホームページ等を活用し、道民に対する制度に関する情報提供の充実を図ります。
- ・「北海道介護保険審査会」において、被保険者等の請求に基づき、保険料賦課等の行政処分の審査を行います。
- ・要介護認定が円滑かつ適正に行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員、主治医に対する研修を行います。
- ・市町村等の介護保険運営に対して、法に基づく財政支援を行うとともに、介護保険制度の適正かつ安定的な運営に向けて、技術的な助言を行います。

14 低所得者対策の充実

【推進の視点】

介護費用の増加と保険料負担の水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、高額介護サービス費の負担上限額や、現役並み所得者の3割負担の導入など、費用負担の見直しが実施された一方で、今後も低所得者が保険料を負担し続けることができるよう、低所得者に対する保険料軽減の仕組みが求められています。

また、社会福祉法人が行う利用者負担軽減への助成は135市町村（令和元年度）に止まっており、この制度の趣旨や制度内容の周知、普及に努める必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムを推進していく上で、住まいの確保が重要なことから、無料又は低額な料金で利用できる軽費老人ホームの利用を促進し、その運営を支援していく必要があります。

【推進方策】

- ・第1号被保険者の保険料は、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やす多段階設定が可能とされており、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、その実施について保険者に周知します。
- ・世帯非課税の被保険者に係る介護保険料の軽減に要した費用を負担します。
- ・社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減等に対して市町村が助成する場合は、その負担の一部について、国の要綱に基づき助成するとともに、社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減制度や高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給制度について、一層の活用促進が図られるよう、市町村や利用者等に対して制度の趣旨や内容を周知します。
- ・介護保険サービスが、低所得者にとってより利用しやすいものとなるよう、適切な第1号被保険者の保険料の設定や利用者負担の軽減について、引き続き国に要望します。
- ・居宅での生活が困難な高齢者が、無料又は低額な料金で入所する軽費老人ホーム・ケアハウスの運営を支援します。
- ・身体的、精神的又は経済的な理由により、自宅での日常生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所させて、食事提供や機能訓練、その他日常生活に必要な支援を行う市町村の措置を支援します。

15 給付と費用の適正化の推進

【推進の視点】

今後、高齢化の進行などにより、介護給付費等の増大が見込まれる中、介護保険制度の円滑な運営を維持していくためには、介護予防や自立支援・重度化防止の観点も含め、介護給付費の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスを確保していく必要があります。

また、介護保険制度を持続可能なものとしていくためにも、市町村が行う要介護認定やケアプランの点検など、介護給付適正化の取組を支援していく必要があります。

さらに、小規模市町村においては、介護保険を効率的、安定的に運営するため、サービス基盤の広域的な活用などの促進を図っていく必要があります。

【推進方策】

- ・適切なサービス確保と費用の効率化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、要介護認定やケアプラン点検など介護給付の適正化に関する市町村の取り組むべき施策、道が支援する施策及びその目標を明確にし、適正化事業を推進します。
- ・北海道国民健康保険団体連合会が実施する「適正化システム」の活用など、効果的な事業実施事例等についての情報提供や助言等を通じて、市町村と連携した取組を推進します。
- ・保険者の担当者の対応能力を高め、適正化事業への理解を深めるため、説明会・研修会を実施します。
- ・介護サービスの共同利用による提供基盤の確保等について、必要な情報提供を行うほか、市町村間の連絡調整や助言等を行い、広域的な取組を促進します。

16 適切な事業者指導と経営支援

【推進の視点】

介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させることにより介護保険制度への信頼性を維持し、持続可能性を高めるためにも重要であることから、適切な指導を実施するとともに、不正請求等に対しては厳正に対処していく必要があります。

また、今後、介護需要の減少に加え、人材確保の困難性が増すことなど、介護サービス事業者の経営環境に配慮しながら、介護現場での職場環境等の改善や業務の効率化などの業務改善の取組を促進し、地域の介護サービスが維持されるよう取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・ 定期的な事業指導を行い、介護報酬の不正請求や、不適切なサービス提供の未然防止に努めるとともに、発生した際には指定の効力停止や指定の取消など厳正に対処します。
- ・ 市町村等が行う指導事務等について、市町村等から相談や要請等があり、必要と認められる場合には、実地指導又は監査に同行し、指導監督業務が円滑に行われるよう必要な支援を行います。
- ・ サービス事業者に対して、介護報酬の改正内容等の情報提供を行います。
- ・ 人手不足であっても、介護サービスを維持・向上を実現するマネジメントモデルとして、国が平成 30 年度に作成した「生産性向上に資するガイドライン」による業務改善の取組を全道の介護事業所に普及します。(再掲)
- ・ 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやICTの導入促進を図ります。(再掲)
- ・ 業務改善の普及推進のため、道が令和 2 年度に実施した生産性向上推進モデル事業における業務改善成果など、好事例の周知に努めます。(再掲)
- ・ 介護職員の定着に向けた様々な研修等を実施するとともに、人間関係や業務内容等に関する悩み・不満などに対応するための相談窓口の周知や充実に努めます。(再掲)

17 計画の推進管理

【推進の視点】

この計画は、市町村計画におけるサービスの量の見込みを基に策定しているため、市町村計画の推進状況・分析評価を把握し、圏域ごとにこの計画の推進状況を点検、分析し、その結果に基づいた対策を実施する必要があります。

【推進方策】

- ・市町村自ら実施する分析評価を踏まえ、「介護保険事業状況報告」等により、要介護者等の数、居宅サービスや施設サービスの利用実績等を把握するとともに、各圏域に設置している高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、市町村等との意見交換を行い、圏域ごとに分析評価し、計画推進に反映させていきます。
- ・特別養護老人ホームの必要入所定員総数や市町村が行う自立支援・重度化防止への支援に関する取組などについて、数値目標を設定し、P D C Aサイクルに基づき、毎年度の施策の取組状況や数値目標の達成状況を外部有識者の意見を伺いながら評価し、ホームページ等により公表するとともに、その結果を踏まえて、市町村への支援策を検討していきます。